

令和8年度 浦安市立日の出小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、時には、児童の生命・身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。また、いじめの問題は、特定の一部の児童の問題ではなく、どの学級、どの児童にも起こりうる問題である。

本校では、いじめの問題は学校における最重要課題の一つであると捉え、児童をいじめに向かわせることなく、いじめを生まない土壌を作るために、児童自身も含めて、学校・家庭・地域・関係機関等が一体となった組織づくりや継続的な取り組みを行い、まなびあい、みとめあい、ともに育つ児童を育んでいく。

(2) 学校及び職員の責務

- ① いじめを未然に防ぐため、学校に携わる教職員全てが、改めていじめ問題の重要性を認識し、日ごろからいじめを許さない学校運営・学級経営等に努める。
- ② 子どもたちのサインを見逃さず、いじめの兆候をいち早く把握するために、児童とのコミュニケーションの場を大切にするとともに、家庭や地域、教育委員会を含めた関係機関との連携を図り、いじめを未然に防ぐ体制を推進する。
- ③ 本基本方針については、児童や保護者等に周知を図るとともに、年度毎に対策等を見直し、学校・家庭・地域が連携・協力していじめ問題の克服に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) いじめについて

①定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 基本施策

①いじめ対策としての予防

ア いじめについての共通理解

- ・児童に対して、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との認識を学校全体で共有する。

イ いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実や、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、互いの人格を尊重する態度を養う。

ウ 自己肯定感や自己有用感を育む

- ・学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍できる場の設定や、お互いを認め合える場の設定を行う。

②いじめの早期発見のための措置

ア 日常的な観察

- ・休み時間や放課後のなどの児童との会話を通して児童の様子を把握する。

イ 教育相談の充実

- ・教育相談日を毎週火曜日の放課後に設定し、個人的な悩み相談の機会を設ける。
- ・保健室やスクールライフカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口（※「浦安市いじめ110番」を含む）について周知する。

ウ アンケートによる調査

（年間4回 校内アンケート5月・12月・2月 市内アンケート）

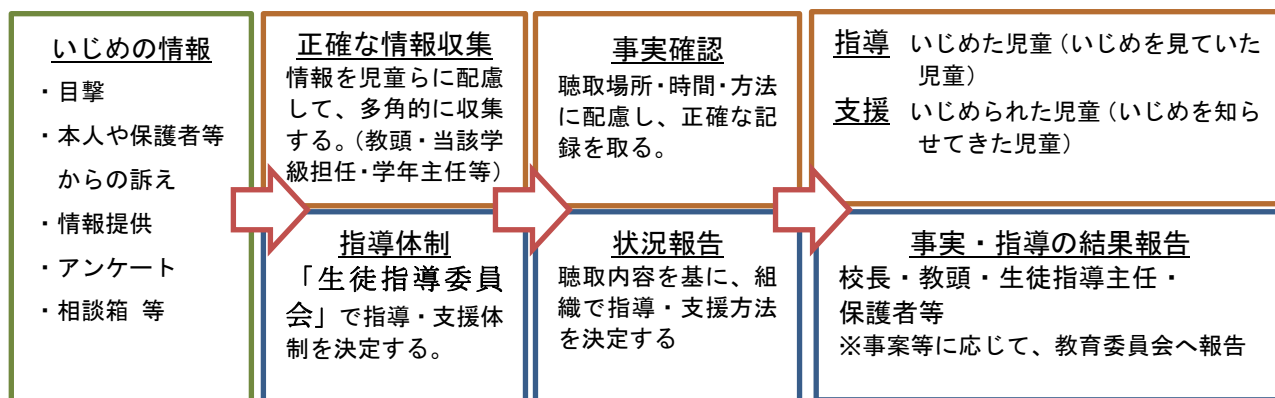
- ・生活実態全般に係る調査やいじめに関するアンケート調査を定期的実施して、安心していじめを訴えられるようにするとともに、一人ひとりの状況を把握する。

（3）組織

いじめの防止等を実行的に行うため、次の機能を担う組織「生徒指導委員会」を設置する。

校長、教頭、生徒指導主任、学年生徒指導担当教員、関係学年主任、担任、関係学年の職員、養護教諭、スクールライフカウンセラー ※その他、必要に応じて関係職員を追加する

（4）組織的ないじめ対応の流れ



3 学校評価における留意事項

いじめの実態把握や対応が促されるよう、学校評価に次の項目を加え、適正に自校の取組を評価する。

- （1）いじめの未然防止や早期発見にかかる取り組みに関すること。
- （2）いじめを把握した際の迅速かつ適切な対応、組織的な取り組み等に関すること。